

川崎市老人福祉施設育成費助成交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の規定に基づく市内の老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）における入所者の処遇の向上及び施設職員の待遇改善並びに施設経営の健全化を図るため、老人福祉施設を運営する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対し予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 民間老人福祉施設等

国又は地方公共団体以外の者が設置する老人福祉施設をいう。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が運営する特別養護老人ホームを含む。

(2) 事務費保護基本単価

知事又は指定都市の長が、国が定める老人保護措置費支弁基準等を参考にして設定する単価（民間施設給与等改善費等の加算分を除く）をいう。

(3) 職員定数

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第75号）、川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第76号）、川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第77号）、川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第78号）、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第82号）に基づいて市長が定めた職員定数に別表の附表1に定める職員雇用費雇用職員基準に基づく職員を加えた職員数をいう。

(4) 入所及び利用定員

市長が老人福祉法第15条第6項の規定に基づき認可した定員又は介護保険法第78条の2第1項、第86条第1項の規定により指定した定員並びに社会福祉法第62条の規定により許可を与えた定員をいう。

(助成の対象、金額等)

第3条 助成の対象とする施設及び事業並びに助成金額の算出は、別表に掲げるものとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、老人福祉施設育成費助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長あて提出するものとする。

(1) 歳入歳出予算書抄本（写）

(2) その他、交付申請額の算出内訳が分かる書類

(申請書の提出期日等)

第5条 前条の規定による老人福祉施設育成費助成金交付申請書（第1号様式）は4月末日までに市長に提出するものとする。ただし、年度の途中で開設した施設については、開設月の末日までに提出するものとする。

(交付の決定及び交付条件)

第6条 市長は、第4条に規定する老人福祉施設育成費助成金交付申請書の提出があったときは、その内容について審査し、助成金の交付の可否及び補助金額について決定し、川崎市指令書(第2号様式)により当該申請を行った法人に通知するものとする。

2 市長は、次の各号及び次項に掲げる交付の条件について、前項の指令書により指示するものとする。

(1) 助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 職員雇用費の対象職員に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出ること。

(5) その他、その他市長が必要と認める条件

3 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、第1項の規定により助成金交付の決定を受けた法人(以下「助成金交付法人」という。)による助成事業に係る物品及び役務の調達、工事の発注等(以下「物品及び役務の調達等」という。)に関し、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ助成金交付法人が助成事業に係る物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

(助成事業の変更・中止・廃止)

第7条 助成金交付法人は、当該助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合並びに事業を中止又は廃止する場合においては、老人福祉施設育成費助成金に係る事業内容の変更・中止・廃止承認申請書(第3号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(変更・中止・廃止の承認)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、老人福祉施設育成費助成事業に係る事業の変更・中止・廃止承認決定通知書(第4号様式)により、助成金交付法人に通知するものとする。

(調査)

第9条 市長が必要と認めるときは、助成金の交付を受けたものに対し、経理等の状況について調査することができる。

(助成金の追加交付の申請・交付決定)

第10条 助成対象法人は、交付の決定を受けた助成金に不足が生じたときは、老人福祉施設育成費助成金追加交付申請書(第5号様式)を当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 追加交付の申請があった場合の助成金の交付決定については、第6条の規定に準ずるものとする。

(助成金の交付決定の取り消し)

第11条 市長は、助成対象法人が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第6条第2項、第3項又は第13条の規定に違反したとき。
- (4) その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第13条 この助成金の実績報告は、老人福祉施設育成費助成金実績報告書(第6号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は助成事業が完了する前に川崎市の会計年度が終了したときは終了の日までに行わなければならない。この場合において助成金に余剰額が生じたときは、その額を返還するものとする。

- (1) 事業結果報告書
- (2) 収支決算書又は収支を証する書類
- (3) 発注実績報告書
- (4) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書

2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条第3項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 助成対象法人は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該助成対象法人に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第6条第3項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(助成金の額の確定及び通知)

第14条 市長は、前条の実績報告を受けたとき(第10条に規定する助成金の追加交付が必要となった場合及び第13条中助成金の返還が必要となる場合に限る。)は、審査及び検査により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、老人福祉施設育成費助成事業交付確定通知書(第7号様式)により、助成金交付法人に通知するものとする。

(書類の整備等)

第15条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度

から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱の規定により市長に提出する書類は、各1部とする。

(届出事項)

第17条 助成事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもって、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)を変更したとき

(2) 定員を変更したとき

(実施細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、当該助成金について必要な事項は別に定める。

(附 則 平成18年4月1日・18川健高事第56号・市長決裁)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則 平成22年3月25日・21川健高事第1187号・市長決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則 平成23年4月1日・23川健高事第148号・市長決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則 平成27年4月1日・26川健高事第1460号・市長決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則 平成28年4月1日・27川健高事第1469号・市長決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則 平成29年4月1日・28川健高事第1682号・市長決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則 平成30年4月1日・30川健高事第43号・市長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則 令和2年3月19日・31川健高事第1396号・局長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の規定は令和2年度予算に係る助成金から適用する。

助成対象施設別事業一覧表

事業名	目的	対象施設種別	対象経費	算出方法
1 民間老人福祉施設経営調整費	本市会計期間(4月1日から翌年3月31日)に民間老人福祉施設職員の待遇改善と施設経営の健全化を図るために要する経費	養護老人ホーム、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウスを除く。)	1 一般交付分 社会福祉事業を行うために要する施設人件費、施設管理費、法人本部の運営に要する経費 2 調整交付分 施設整備借入金返済分(施設整備借入金を含む)元金及び利子	月額単価×対象者(各月初日在籍人数)×月数 附表2のとおり 市が別に計算した額により、施設整備に要した借入金の返済に充当することを指定して交付する額 附表2のとおり
2 民間老人福祉施設等職員雇用費	入所者又は利用者の処遇向上を図る目的により本市会計期間(4月1日から翌年3月31日)に本市所管施設が川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第78号)等において定めた職員定数を超えて1か月以上雇用する場合の経費	老人デザインサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム、ケアハウス	調整交付分 施設整備借入金返済分(施設整備借入金を含む)元金及び利子 生活相談員 介護職員 調理員等 機能回復訓練指導員 看護師 生活相談員 介護職員 調理員等 機能回復訓練指導員 看護師 夜間警備員	市が別に計算した額により、施設整備に要した借入金の返済に充当することを指定して交付する額 附表2のとおり 給与 月額(180,000円)×対象職員数×月数 臨時的賞与 月額(180,000円)×対象職員数×年4.4ヵ月以内 注)対象職員数は、附表1による 給与 月額(180,000円)×対象職員数×月数 臨時的賞与 月額(180,000円)×対象職員数×年4.4ヵ月以内 注)対象職員数は、附表1による 月額(120,000円)×対象職員数×月数 注)対象職員数は、附表1による 附表3のとおり
施設賠償保険	民間老人福祉施設が加入する社会福祉施設総合賠償補償共済制度の保険料を補助するための経費	養護老人ホーム、ケアハウス	社会福祉施設総合賠償補償共済保険料(昇降機に係る掛金を含む。)	

附表 1

職員雇用費雇用職員基準

施設の種別	算定基準	職員数
<p>養護老人ホーム</p>	<p>定員 50人～100人施設</p>	<p>2</p>
	<p>定員 101人以上施設</p>	<p>3</p>
	<p>ただし、国の定めた職員定数を超えて雇用し、これに係る経費を特別なサービスに要する費用として、その実費を利用者の負担としている施設を除く。</p> <p>夜間警備員</p>	<p>4</p>
<p>ケアハウス</p>	<p>定員 50人～100人施設</p>	<p>2</p>
	<p>定員 101人以上施設</p>	<p>3</p>
	<p>ただし、国の定めた職員定数を超えて雇用し、これに係る経費を特別なサービスに要する費用として、その実費を利用者の負担としている施設を除く。</p> <p>夜間警備員</p> <p>ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設を除く。</p>	<p>4</p>
<p>特別養護老人ホーム</p>	<p>定員 10人～50人施設</p>	<p>2</p>
<p>定員 51人～60人施設</p>	<p>1</p>	
<p>ただし、同一建物内に2か所以上の特別養護老人ホームが併設する場合は、合算した定員数を算定基準とする。</p>		

附表 2

民間老人福祉施設経営調整費算定基準

1 一般交付分

民間老人福祉施設経営調整費（人件費及び管理費分）の月額単価の算定は、各施設毎に定める事務費保護基準単価に、次の乗率を乗じた金額（小数点以下切り捨て）とする。

ア 人件費相当分

区 分	施設名称	乗 率	事務費保護 基準単価	月額単価
一律分	養護老人ホームすえなが (特定施設入居者生活介護該当者)	10.0%	83,400円	8,340円
	養護老人ホームすえなが (特定施設入居者生活介護非該当者)	10.0%	126,400円	12,640円
	養護老人ホーム川崎恵楽園	10.0%	84,600円	8,460円
	ケアハウスすえなが	10.0%	50,004円	5,000円

イ 管理費相当分

区 分	施設名称	乗 率	事務費保護 基準単価	月額単価
一律分	養護老人ホームすえなが (特定施設入居者生活介護該当者)	6.3%	83,400円	5,254円
	養護老人ホームすえなが (特定施設入居者生活介護非該当者)	6.3%	126,400円	7,963円
	養護老人ホーム 川崎恵楽園	6.3%	84,600円	5,329円
	ケアハウスすえなが	6.3%	50,004円	3,150円
ケアハウス管理費加算特別分 ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設を除く。	ケアハウスすえなが	10.0%	50,004円	5,000円

2 調整交付分（施設整備借入金返済分、元金及び利子）

民間老人福祉施設経営調整費（施設整備借入金返済分（施設整備借入金を含む））の単価の算定は、次の金額とする。ただし、設置運営募集時の要項等において別に条件が定められている場合は、それに順ずる。

附表 2

(1) 養護老人ホーム、ケアハウス

ア 元金分

{ 当該年度約定返済額 - (当該施設の当該年度民調費) × 2% / 当該施設の当該年度民調費乗率) } = 加算額

イ 利子分

独立行政法人福祉医療機構及び川崎市社会福祉協議会から借り受けた資金の当該年度約定返済額の利子全額

(2) 平成14年度以前に開設した老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設

ア 元金分

独立行政法人福祉医療機構及び川崎市社会福祉協議会から借り受けた資金の当該年度約定返済額

イ 利子分

独立行政法人福祉医療機構及び川崎市社会福祉協議会から借り受けた資金の当該年度約定返済額の利子全額

(3) 平成15年度及び16年度に開設した老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設

ア 元金分

独立行政法人福祉医療機構及び川崎市社会福祉協議会から借り受けた資金の当該年度約定返済額

イ 利子分

行政法人福祉医療機構から借り受けた資金の当該年度約定返済額の利子全額

(4) 平成17年度から19年度に開設した老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設

ア 元金分

川崎市社会福祉協議会から借り受けた資金の当該年度約定返済額

(5) 平成20年度及び21年度に開設した老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設

ア 元金分

川崎市福祉施設整備資金融資制度要綱(20川健庶第232号平成20年5月19日付市長決裁)に基づき市中銀行から借り受けた資金(元金2億円を上限とする)の当該年度約定返済額

(6) 平成22年度以降、新規に開設した特別養護老人ホーム(地域密着型を除く)及び老

附表 2

人短期入所施設であって、平成 25 年 12 月末までの期間に民間活用推進委員会設置要綱の規定に基づき選定された施設

ア 元金分

川崎市福祉施設整備資金融資制度要綱（20川健庶第232号平成20年5月19日付市長決裁）に基づき市中銀行から借り受けた資金（元金2億円を上限とする）の当該年度約定返済額

附表 3

施設賠償保険算定基準

養護老人ホーム及びケアハウスに係る施設賠償保険料の補助金額は次のとおりとする。

入所者数(定員)	金額	入所者数(定員)	金額
10人以下	8,000円	61人～70人	9,200円
11人～20人	8,200円	71人～80人	9,400円
21人～30人	8,400円	81人～90人	9,600円
31人～40人	8,600円	91人～100人	9,800円
41人～50人	8,800円	以降10人増す毎に	1,020円
51人～60人	9,000円		
昇降機に係る掛金	昇降機に起因する事故を保険金支払いの対象とする場合には、昇降機1台につき下記のとおり加算する。		
	9,700円		

上表により算出された金額の1/2を補助金額とする。